

その他特記事項

- 1 見積書の提出は辞退することができます。

このことをもって以降の取扱いにおいて不利益を受けることはありません。

- 2 見積価格は指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額)としてください。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

- 3 ~~見積書の提出期限は、令和7年2月6日(木)17時00分までに、三重県環境生活部環境共生局大気・水環境課に必着とします。~~

- 4 契約書の作成は省略します。

- 5 契約予定者に、見積合せ実施後に(1)から(2)までの書類の提出を依頼する場合があります。

また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し。

(2) 三重県内に支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し。

※(1)、(2)については、調達案件によっては、免除する場合があります。

- 6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴排要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

- 7 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「暴排要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等という。」)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 契約事務担当所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

- 8 その他

(1) 本件の事項その他に関し疑義がある場合は、見積に関する事務を担当する課・班に説明を求め、十分ご承知おきください。見積後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(2) 本件の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な見積を行わなければなりません。

(3) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(4) 契約締結権者は、三重県会計規則(以下、「規則」という)第80条第1項各号及び第2項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

(5) 契約締結権者は、受注者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規則第81条に基づき、同条第1項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収します。

(6) 契約締結権者は、受注者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規則第82条に基づき、違約金を徴収します。

(7) その他仕様書に記載がない事項については、規則の定めるところによります。

規則については下記の URL からご参照ください。

<https://ops-jg.d1->

[law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85924EFA&houcd=H418902100069&n=2&totalCount=27&fromJsp=SrMj](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85924EFA&houcd=H418902100069&n=2&totalCount=27&fromJsp=SrMj)